

「島田市指定ごみ袋」に関する臨時措置を延長します

市では「島田市指定ごみ袋」の品薄状態を受け、令和8年5月18日(月)から6月30日(火)まで透明または半透明のごみ袋の使用を認める臨時措置を実施していますが、若干改善されているものの、現在も品薄が続いているため措置期間を延長します。

「島田市指定ごみ袋」は例年どおり製造が確保されておりますので、過度な購入はお控えください。

この機会に、ごみの削減やリサイクルの推進にもご協力いただくことで、一人ひとりの意識が環境負荷の軽減につながるため、皆さまのご協力をお願いいたします。

(1)臨時措置期間：令和8年5月18日(月)～~~令和8年6月30日(火)~~
令和8年8月31日(月)

(2)指定ごみ置き場（集積場）に搬出可能なごみ袋・搬出できないごみ袋

使用できるもの	使用できないもの
・島田市指定のごみ袋 ・透明なビニール袋 ・中身が透けて見える半透明なビニール袋	・黒い袋(中身が見えない袋) ・紙や布、ダンボールなど中身が見えない袋 ・土のう袋 ・口を縛ることができない袋 ・他自治体の指定ごみ袋

(3)田代環境プラザへの持ち込みごみについて

田代環境プラザへの持ち込みごみの袋についても臨時措置の対象となりますので、措置対象期間における透明及び半透明のビニール袋での搬入が可能です。

(4)古布の回収について

指定場所で回収している古布を入れる袋も、措置期間は同様の取扱いとします。